

「課題—方針—措置」対照表 1

【 方向性1 調査と保存 】

㊦：重点措置、㊦：新規、㊦：継続、㊦：拡充

計画期間＝前期：令和5年度～7年度、中期：令和8年度～10年度、後期：令和11年度～令和12年度

将来像	地区区分	方向性	課 題	方 針	措置 番号	重点 新規 継続 拡充	措 置		取 組 主 体					計 画 期 間			財 源		
							措 置 名	概 要	市 民	地 域	所有者	研究者	行政	前期	中期	後期			
多彩な気候風土から生まれた歴史文化や生業と、人びとの暮らしをみんなで守り・活かし・伝える	市 域 全 体	1 調査と保存（廿日市市の文化財を知り、価値を共有する）	(1) 廿日市市の文化財を守る																
			ア 文化財の指定等の基準整備や現状把握	① 市指定文化財の明確な指定基準が整備されていない。	① 市指定文化財の指定基準を整備する。	1	Ⓜ	文化財指定基準整備事業	・市指定文化財について、合併前の市町村で異なる指定基準を整備する。				○	○	◎			市	
				② 近年、文化財の新指定などが行われていない。	② 文化財の指定等を促進する。	2	Ⓜ	文化財指定等事業	・整備した指定基準に基づき、本市の成り立ちを考える上で重要なものについては、市指定重要文化財などに指定する。				○	○	○	○	○	市	
				③ 指定等文化財の所在及び現況の確認と、台帳の作成・整備が行われていない。	③ 指定等文化財の現況確認と、台帳を作成する。	3	Ⓜ 新	指定等文化財現況確認調査事業	・国、県、市の指定等文化財について、所在（範囲）及び現況を確認するための調査を行う。				○	○	○	◎	○	○	市
						4	Ⓜ 新	文化財台帳作成・整備事業	・市指定文化財の種別（分類）・名称などを整理するとともに、国、県、市の指定等文化財すべてについて、個々の文化財台帳を作成・整備する。				○	○	○	◎	○	○	市
						5	新	記念物指定確認調査事業	・国、県、市指定の史跡・名勝・天然記念物について、指定範囲や所有者などを再確認する。	○	○	○	○	○		○	○	市	
				④ 天然記念物の台帳（カルテ）の作成が行われていない。	④ 天然記念物の台帳（カルテ）を作成する。	6	新	天然記念物現況調査事業	・動物・植物などの天然記念物について、定期的な現況調査を行い、その台帳（カルテ）を作成・更新する。				○	○	○	○	○	市	
			イ 文化財の現状を踏まえた認定や保存制度	① 未指定の無形文化財などについて、認定制度がない。	① 未指定無形文化財の認定制度を創出する。	7	新	無形文化財等認定制度推進事業	・未指定の無形文化財などについて、市による新たな認定制度を創出する。				○	○	○	○	○	市	
				② 無形文化財などの後継者に対する育成支援が、計画的に行われていない。	② 無形文化財の後継者の育成支援を検討する。	8	拡	無形文化財等後継者支援事業	・無形文化財、無形の民俗文化財などの後継者育成にあたって、その保存・保持団体や個人への支援を計画的に行う。				○	○	○		○	市	
				③ 未指定文化財についての保存制度がない。	③ 未指定文化財の保存制度を検討する。	9	新	文化財認定制度推進事業	・未指定文化財について、いわゆる「市民遺産」など、市による新たな文化財認定制度を創出し、多彩な文化財を保存していくことを検討する。	○	○	○	○	○	○	○	市		
				④ 文化財関連の市補助金制度について、整理が必要である。	④ 文化財関連の市補助金制度を整理する。	10	拡	文化財補助金制度検討事業	・指定等の有形文化財に対して支出している市補助金制度を再検討する。					○	○			市	
						11	拡	無形文化財等補助金制度検討事業	・指定等の無形文化財、無形の民俗文化財に対して支出している市補助金制度を再検討する。					○	○			市	
						12	拡	未指定文化財補助金制度整備推進事業	・未指定文化財の市指定等文化財への検討と、必要な市補助金制度を検討し、整備する。					○	○	○	○	市	
			ウ 指定等文化財の保存修理や維持管理	① 指定等文化財について、必要な保存修理が行われていないものが多い。	① 指定等文化財の保存修理を行う。	13	Ⓜ	指定文化財保存修理事業（市所有以外）	・国、県、市の指定等文化財のうち、市所有でない文化財について、修理や修復の指導・助言を行うとともに、必要に応じて市補助金を支出する。				○	○	○	○	○	市・県・国	
						14	Ⓜ	指定文化財保存修理事業（市所有）	・国、県、市の指定等文化財のうち、市所有の文化財について、修理や修復などの計画を策定し、緊急性の高いものから実施する。					○	○	○	○	市・国	
						15	Ⓜ	文化財保存管理及び修理事業	・災害、もしくは経年劣化などによって、傷みが著しい指定等文化財については修理や修復を行うとともに、必要に応じて市補助金を支出する。				○	○	○	○	○	市・県・国	
				② 指定等文化財の中には所有者などが不明で、管理されていないものもある。	② 指定等文化財の管理パトロールを行う。	16	新	文化財維持管理事業	・指定等文化財の維持管理に対しては、地域の協力のもとで文化財パトロールを実施し、必要な場合は指導・助言を行う。	○	○	○		○		○	○	市	
エ 無形文化財等の記録保存	① 無形文化財などについて、映像などによる記録保存が行われていない。	① 映像による無形文化財などの記録保存を行う。	17	新	無形文化財等映像記録保存事業	・無形文化財、無形の民俗文化財などについて、映像記録が必要なものについては、積極的に撮影を行う。				○	○	○		○	市・国				

「課題一方針一措置」対照表 2

【 方向性1 調査と保存 】

Ⓜ：重点措置、Ⓝ：新規、Ⓢ：継続、Ⓜ：拡充

計画期間＝前期：令和5年度～7年度、中期：令和8年度～10年度、後期：令和11年度～令和12年度

将来像	地区区分	方向性	課 題	方 針	措置 番号	重点 新規 継続 拡充	措 置		取 組 主 体					計 画 期 間			財 源	
							措 置 名	概 要	市 民	地 域	所 有 者	研 究 者	行 政	前 期	中 期	後 期		
多彩な気候風土から生まれた歴史文化や産業と、人びとの暮らしをみんなで守り・活かし・伝える	市 域 全 体	1 調査と保存（廿日市市の文化財を知り、価値を共有する）	(2) 文化財調査による郷土の魅力発掘															
			ア 文化財の把握調査や詳細調査	① 未指定文化財の把握調査は、宮島地域ではある程度、また廿日市・佐伯・吉和・大野地域では、遺跡（史跡）、動物・植物・地質鉱物（天然記念物）、埋蔵文化財の一部、吉和地域では無形文化財や無形の民俗文化財について調査が行われている。しかし、それ以外のものについては、把握調査がほとんど実施されていない。	① 未指定文化財のうち、把握調査が行われていない地域や種別について、優先的に把握調査を行う。	18	Ⓜ 新	有形文化財（建造物）把握調査事業	・宮島地域を除いた廿日市・佐伯・吉和・大野の4地域について、未指定の有形文化財（建造物）の把握調査を行う。	○	○	○	○	○	◎	◎	○	市
						19	Ⓜ 新	有形文化財（美術工芸品）把握調査事業	・佐伯・吉和・大野の3地域を中心とし、廿日市・宮島地域についても未指定の有形文化財（美術工芸品）の把握調査を行う。	○	○	○	○	○	◎	◎	○	市
						20	Ⓜ 新	無形文化財・民俗文化財把握調査事業	・未指定の民俗文化財については、過去に吉和・宮島地域において調査が行われているが、当時の記録資料が残っていないため、改めて全市的な未指定の無形文化財・民俗文化財の把握調査を行う。	○	○	○	○	○	◎	◎	○	市
						21	Ⓜ 新	記念物（遺跡・名勝地）把握調査事業	・廿日市地域は未指定の名勝地、佐伯地域は未指定の遺跡、吉和・大野地域については未指定の遺跡・名勝地について、把握調査を行う（赤色立体地図の活用）。	○	○	○	○	○	◎	◎	○	市
						22	Ⓜ 新	記念物（動物・植物・地質鉱物）把握調査事業	・主に吉和・大野地域を中心として、未指定の動物・植物・地質鉱物について把握調査を行う。	○	○	○	○	○	◎	◎	○	市
						23	Ⓜ 新	文化財調査市民参加促進事業	・未指定文化財の把握調査に際して、文化財への関心や理解を深めるとともに親しみを持ってもらうため、多くの市民の参加を促す。	○	○	○	○	○	◎	◎	○	市
						24	新	文化財詳細調査事業	・指定等文化財はもちろん、把握調査によって明らかとなったさまざまな未指定文化財についても、必要に応じて詳細調査を行う。			○	○	○		○	○	市
			② 指定等文化財や未指定文化財の詳細調査は、一部を除いてこれまで行われていない。	② 文化財の詳細調査を行う。	25	新	文化財詳細調査促進事業	・さまざまな未指定文化財の詳細調査を行う際に、大学や専門機関などの研究者に協力を求め、連携を図る。			○	○	○		○	○	市・国	
					26	Ⓜ 新	把握調査・詳細調査報告書作成事業	・把握調査や詳細調査の結果について、調査報告書などを作成・刊行する。				○	○		◎	○	市・国	
					イ 埋蔵文化財の調査と成果の整理	① 開発事業等に伴う事前の埋蔵文化財の有無確認と、現地調査が不十分である。	① 埋蔵文化財の事前確認調査を行う。	27	継	埋蔵文化財事前協議推進事業	・開発事業等については、事前の埋蔵文化財の有無確認（試掘）調査を徹底し、その結果を遺跡の保存に役立てる。	○		○		○	○	○
			28	拡				埋蔵文化財保護事業	・開発事業等によって現状保存ができない埋蔵文化財については、詳細な発掘調査を実施する。			○	○	○	○	○	○	事業者等
			② 遺跡地図（GIS）が更新されていない。	② 遺跡地図（GIS）の更新を進める。		29	拡	遺跡地図（GIS）整備事業	・埋蔵文化財の分布踏査や試掘・確認調査で明らかとなった内容については、既存の遺跡地図（GIS）に反映させる。					○	○	○	○	市・国
						30	Ⓜ 新	赤色立体地図等導入事業	・広島県などの防災写真（データ）を利用した赤色立体地図を導入し、埋蔵文化財の分布踏査及びその保存に活用する。	○		○	○	○	◎	○	○	市・国
			④ 重要遺跡や重要考古資料が把握されていない。	④ 重要遺跡や重要考古資料の把握を進める。	31	新	重要遺跡等確認調査事業	・市内に存在する重要遺跡については、史跡指定を目的とした確認調査を行い、時代・範囲・内容などを把握するとともに、その結果を報告書にまとめる。	○		○	○	○	○	○	○	市・国	

「課題—方針—措置」対照表 3

【 方向性1 調査と保存 】

㊦：重点措置、㊦：新規、㊦：継続、㊦：拡充

計画期間＝前期：令和5年度～7年度、中期：令和8年度～10年度、後期：令和11年度～令和12年度

将来像	地区区分	方向性	課 題	方 針	措置 番号	重点 新規 継続 拡充	措 置		取 組 主 体					計 画 期 間			財 源	
							措 置 名	概 要	市 民	地 域	所 有 者	研 究 者	行 政	前 期	中 期	後 期		
多彩な気候風土から生まれた歴史文化や生業と、人びとの暮らしをみんなで守り・活かし・伝える	市 域 全 体	1 調査と保存（廿日市市の文化財を知り、価値を共有する）	（３）出土文化財の再整理と活用															
			ア 出土文化財の再整理と活用	① 合併前に発掘調査された出土文化財の一部は、未整理の状態で保管されている。	① 出土文化財の再整理を行う。	3 2	Ⓜ新	出土文化財整理収蔵事業	・これまでの発掘調査で出土した文化財（遺物）について、必要な整理作業を行い、適切に分別収蔵する。					○	Ⓜ	○	○	市・国
				② 合併前の発掘調査の一部は、概要報告書しか作成・刊行されていない。	② 発掘調査報告書を作成・刊行する。	3 3	Ⓜ新	発掘調査等報告書作成事業	・発掘調査された市内の埋蔵文化財（遺跡）のうち、その結果が公開されていないものについては、発掘調査報告書などを作成・刊行する。					○	Ⓜ	○	○	市・国
				③ 出土文化財（遺物）の中には、冠遺跡群のように重要考古資料に選定されているものもあるが、文化財指定の申請作業は進んでおらず、公開・活用されていないものも多い。	③ 重要考古資料等の公開・活用を進める。	3 4	Ⓜ新	出土文化財保存処理事業	・公開・活用を進めるため、復元可能な資料や保存処理が必要な資料については、優先順位のもとに適切な手法で実施する。					○	○	○	○	市・国
			（４）文化財保護体制の整備と職員のスキルアップ															
			ア 文化財専門職員の充実と体制強化	① 必要な文化財専門職員の計画的な雇用と、十分な配置が行われていない。	① 文化財専門職員の計画的な雇用を検討する。	3 5	Ⓜ拡	埋蔵文化財専門職員等の確保	・埋蔵文化財（考古学）の専門職員をはじめ、文献史学や民俗学等、本市に必要な各分野の専門職員の計画的雇用と、配置を検討する。					○	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	市
						3 6	Ⓜ拡	文化財担当職員数の確保	・文化財の保存・活用などをスムーズに行うため、市内に存在する指定等文化財の、質と量に見合った担当職員数の確保を検討する。					○	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	市
			イ 文化財担当職員のスキルアップと、市職員の文化財保護意識の醸成・向上	① 文化財専門・担当職員のスキルアップに必要な、各種の専門研修があまり行われていない。	① 文化財専門・担当職員への専門研修を行う。	3 7	Ⓜ拡	文化財関係職員育成事業	・本市の文化財を担当し、また関係する市職員などに対して、必要に応じて文化財についての知識や技術研修を行う。					○	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	市
				② これまで市職員への文化財保護研修が行われてこなかった。	② 市職員への文化財保護研修を行う。	3 8	Ⓜ拡	文化財保護研修推進事業	・市職員などの文化財保護意識の向上のため、研修をはじめとする各種の周知活動を行う。					○	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	市
						3 9	Ⓜ新	文化財活用職員育成事業	・観光・農林水産・企画部局など、市やその関連団体と連携し、活用事業担当職員への文化財研修や情報発信に取り組む。		○			○	○	○	○	市
			ウ 文化財に関係する行政関連部局や関係団体・大学などとの連携	① 文化財に関係する行政関連部局や、関係団体・大学などとの連携があまりない。	① 文化財関連部局や関連団体・大学などとの連携を検討する。	4 0	Ⓜ新	文化財保護協議会の設置	・指定等文化財の保存と活用、また情報の共有を目的とした行政と文化財関連団体等との協議会を設立する。		○	○		○		○	○	市
						4 1	Ⓜ新	文化財活用促進事業	・文化財の保存と活用に関して、地域住民や文化財関係団体、また大学・研究機関などとの連携体制を構築する。	○	○	○	○	○		○	○	市

将来像	地区区分	方向性	課 題	方 針	措置 番号	重点 新規 継続 拡充	措 置		取 組 主 体					計 画 期 間			財 源	
							措 置 名	概 要	市 民	地 域	所 有 者	研 究 者	行 政	前 期	中 期	後 期		
多彩な気候風土から生まれた歴史文化や生業と、人ひとの暮らしをみんなで守り・活かし・伝える	市 域 全 体	2 公開と活用（廿日市市の文化財を活かし、まちづくりにつなげる）	(1) 文化財を活かしたまちづくり															
			ア 各種文化財の学習会の確保	① 文化財関連講座や講演会などの開催が少ない。	① 文化財関連講座や講演会などを開催する。	4 2	Ⓐ	文化財普及啓発事業	・本市の魅力を知ってもらうために、各種の文化財講演会や講座、また文化財探訪会などの事業を開催する。	○	○	○	○	○	○	○	○	市・国
			イ 文化財に関する情報発信と案内板や説明板の整備	① 文化財についての情報発信がほとんど行われていない。	① 文化財に関する情報発信を検討する。	4 3	Ⓐ	文化財情報発信推進事業	・文化財の紹介動画など、ウェブサイトやSNSなどによる情報発信を検討する。			○		○	○	○	○	市・国
				② 文化財のパンフレットなどが作成されていない。	② 文化財のパンフレットなどを作成する。	4 4	Ⓐ	文化財パンフレット等作成事業	・誰が見ても分かりやすく、現地に行ってみたくくなるような、文化財の紹介・解説パンフレットやリーフレットなどを作成する。		○	○		○	○	○	○	市・国
				③ 文化財への誘導標識、案内板、説明板などについて統一性がない。	③ 文化財への標識、案内板、説明板などを統一する。	4 5	Ⓐ Ⓐ	文化財サイン計画策定事業	・主要な文化財について、地図や誘導標識、また案内板、説明板などを新たに設置するため、文化財サイン計画を策定する。			○		○		◎	○	市
				④ 文化財の既存案内板、説明板などの老朽化が著しい。	④ 既存の案内板、説明板などを更新する。	4 6	Ⓐ	文化財説明看板等管理事業	・文化財の説明板、標識、標柱などについて、状況把握のためのパトロールを定期的に行う。	○	○	○		○	○	○	○	市
						4 7	Ⓐ Ⓐ	文化財説明看板等更新事業	・文化財の説明看板などの更新・改修及び新設を進める。				○	○		◎	○	市・県・国
			ウ 所有者等による文化財の公開・活用	① 指定等文化財の公開に際して、必要な支援が十分に行われていない。	① 文化財の公開を支援する。	4 8	Ⓐ	文化財公開支援事業	・神楽をはじめとする郷土芸能団体や、個人（法人）所有の指定等文化財について、積極的な公開を支援する。			○		○	○	○	○	市
				② 指定等文化財の所有者などとの連携がほとんどない。	② 文化財所有者との連携を検討する。	4 9	Ⓐ	文化財所有者等連絡協議会の設置	・指定等文化財の保存と活用を目的とした、所有者（管理者）などで構成される協議会を設立する。			○		○		○	○	市
						5 0	Ⓐ	文化財所有者等研修事業	・指定等文化財の所有者（管理者）などに対して、保存と活用を目的とした研修会を、必要に応じて開催する。			○		○		○	○	市
			エ 重要遺跡や重要考古資料の活用・公開	① 冠遺跡群をはじめとする重要遺跡や重要考古資料が公開・活用されていない。	① 冠遺跡群などの重要遺跡や重要考古資料を文化財指定し、公開・活用する。	5 1	Ⓐ	重要遺跡・重要考古資料等公開・活用事業	・冠遺跡群などの重要遺跡は土地所有者の協力を、重要考古資料については広島県からの譲受を受けて文化財指定の申請作業を進め、公開・活用を図る。	○	○	○	○	○	◎			市・国
			オ 文化財の把握調査に基づいた、総合的・一体的な保存と活用	① これまでは複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するという視点に欠けていたため、関連文化財群や文化財保存活用地区は未設定である。	① 関連文化財群や文化財保存活用地区の設定を検討する。	5 2	Ⓐ Ⓐ	関連文化財群等設定事業	・把握調査の結果に基づき、市民参加によって関連文化財群や文化財保存活用区域を検討し、設定する。	○	○	○	○	○		◎	◎	市
						5 3	Ⓐ Ⓐ	関連文化財群等活用推進事業	・市民参加のもとで、関連文化財群や文化財保存活用区域を、地域づくりや観光資源などに活かしていく方法を検討する。	○	○	○		○		◎	◎	市
				② 文化財をめぐる探訪（見学）ルートが作られていない。	② 文化財探訪（見学）ルートを検討する。	5 4	Ⓐ Ⓐ	文化財観光ルート創造事業	・関連文化財群や文化財保存活用区域について、探訪（見学）ルートの調査・検討を行い、さまざまなモデルコースを設定する。	○	○	○		○			◎	市
				③ 文化財の普及啓発及び、保存体制が整備されていない。	③ 文化財の普及啓発や保存体制を検討する。	5 5	Ⓐ Ⓐ	関連文化財群等周知活用事業	・設定された関連文化財群や文化財保存活用区域の周知と、活用方法を検討する。	○	○	○		○			◎	市
						5 6	Ⓐ	文化財保存活用推進事業	・市民、ボランティア団体、観光協会などとの協働・連携による文化財ガイド、普及啓発及び文化財の保存・活用体制を構築する。	○	○			○		○	○	市

「課題—方針—措置」対照表 5 【方向性2 公開と活用】

①：重点措置、②：新規、③：継続、④：拡充

計画期間＝前期：令和5年度～7年度、中期：令和8年度～10年度、後期：令和11年度～令和12年度

将来像	地区区分	方向性	課 題	方 針	措置 番号	重点 新規 継続 拡充	措 置		取 組 主 体					計 画 期 間			財 源		
							措 置 名	概 要	市 民	地 域	所 有 者	研 究 者	行 政	前 期	中 期	後 期			
多彩な気候風土から生まれた歴史文化や生業と、人ひとの暮らしをみんなで守り・活かし・伝える	市 域 全 体	2 公開と活用（廿日市市の文化財を活かし、まちづくりにつなげる）	(2) 歴史民俗資料館等の整備・充実																
			ア 収蔵資料の把握や整理と公開・活用	① 収蔵資料台帳の整理や更新が行われていない。	① 収蔵資料台帳を整理や更新を行う。	5 7	拡	資料館等収蔵台帳作成事業	・ 資料館などの収蔵資料台帳を整理・作成し、必要に応じて更新する。				○	○	○	○	○	市	
				② 収蔵資料について、詳細調査が行われていない。	② 収蔵資料の詳細調査を行う。	5 8	拡	資料館等収集資料詳細調査事業	・ 資料館などの収蔵・保管資料について、必要に応じて詳細調査を行う。				○	○	○	○	○	市	
				③ 明確な資料収集（収蔵）基準が作成されていない。	③ 資料収集（収蔵）基準を作成する。	5 9	新	資料館等収集基準整備事業	・ 資料館における資料の収集・収蔵基準を作成し、それに基づいた資料の収集・収蔵を行う。				○	○	○	○	○	市	
				④ 資料館の収蔵資料がほとんど公開・活用されていない。	④ 収蔵資料を公開・活用する。	6 0	新	文化財小規模展示推進事業	・ 本市の各支所、市民センター、商業施設など、多くの市民などが訪れる施設において、小規模な出張展示を検討する。	○	○	○		○	○	○		市	
				⑤ 収蔵資料のデジタル化が進んでおらず、その公開もされていない。	⑤ 収蔵資料のデジタル化を検討し、公開する。	6 1	新	資料館等収蔵・保管資料デジタル化推進事業	・ 資料館などに収蔵・保管されている主な資料をデジタル化し、インターネット上などでの公開を検討する。					○	○	○	○	市・国	
				⑥ 資料館の情報発信が少ない。	⑥ 資料館の情報発信を検討する。	6 2	新	資料館等情報発信推進事業	・ 資料館の紹介動画などについて、ウェブサイトやSNSなどによる情報発信を検討する。	○	○	○	○	○	○	○	○	市	
			イ 調査研究に基づく資料館の展示の充実や情報発信	① 収蔵資料の調査研究に基づいた展示が少ない。	① 収蔵資料の調査研究を進め、展示に活かす。	6 3	拡	資料館等展示充実促進事業	・ 継続的な調査・研究で得られた新たな知見を展示内容に盛り込む。				○	○	○	○	○	市・国	
						6 4	拡	資料館等展示内容見直し事業	・ 資料館など（宮島以外）の展示内容をリニューアルするための調査・検討を進め、実施可能な施設から現在の展示内容を検討する。					○	○	○	○	○	市・国
				② 大半の収蔵資料については、調査報告書が作成・刊行されていない。	② 収蔵資料の調査報告書を作成・刊行する。	6 5	新	資料館等調査研究報告書作成事業	・ 資料館などにおける調査・研究で明らかとなった新知見について、報告書を作成・刊行する。					○	○	○	○	○	市・国
			ウ 文化財に関する学習機会の確保・充実	① 資料館学芸員による展示解説、講座などの開催がほとんどない。	① 学芸員による展示解説・講座などを行う。	6 6	拡	資料館関連講座等実施事業	・ 資料館の学芸員などによって、展示解説や関係する各種の講座・講演会を定期的に開催する。	○	○	○	○	○	○	○	○	市	
				② ふるさと学習や出前博物館などの開催が少ない。	② ふるさと学習や出前博物館など、館外での学習機会を増やす。	6 7	拡	ふるさと学習等推進事業	・ 市内の小中学校や本市を訪れる修学旅行生などを対象として、本市の歴史文化や文化財などに関係する内容の授業・講義・講座などを行う。						○	○	○	○	市
			エ 資料館等の展示や収蔵施設の整備・充実	① 市内の資料館及び収蔵施設は、どれも狭隘で老朽化も進んでいる。	① 資料館や資料収蔵施設の再編や整備・拡充を検討する。	6 8	継	宮島歴史民俗資料館整事業（再掲）	・ 宮島歴史民俗資料館の移転・再整備（リニューアル）計画を早急に具体化し、着手する。					○	○	◎	◎	○	市・国
						6 9	継新	資料収蔵施設等（宮島以外）整備検討事業	・ ささまざまな収集資料を収蔵するための施設（宮島以外の収蔵庫）の再編と整備・拡充を検討するため、調査・検討を行う。						○	○	◎	◎	市
						7 0	継新	資料館等（宮島以外）整備検討事業	・ 資料館など（宮島以外）を再編と整備・拡充を検討するため、調査・検討を行う。						○	◎	◎	◎	市・国
			オ 埋蔵文化財センター等の整備	① 発掘調査等によって出土した遺物の整理作業や、公開・活用が行われていない。	① 出土文化財の再整理と公開・活用を進める。	7 1	継新	埋蔵文化財整理作業施設等整備事業	・ 発掘調査で出土した文化財（遺物）の整理作業を行うスペースを早急に確保するとともに、公開・活用と収蔵保管を目的とした埋蔵文化財センターなどの施設整備を検討する。						○	◎	○	○	市・国
				② 出土遺物の収蔵保管及び展示施設がない。	② 出土文化財の収蔵・保管施設の整備を検討する。														

将来像	地区区分	方向性	課 題	方 針	措置 番号	重点 新規 継続 拡充	措 置		取 組 主 体					計 画 期 間			財 源		
							措 置 名	概 要	市 民	地 域	所 有 者	研 究 者	行 政	前 期	中 期	後 期			
多彩な気候風土から生まれた歴史文化を生業として人びとの暮らしをみんますり・活かし・伝える	市 域 全 体	2 公開と活用（廿日市市の文化財を活かし、まちづくりにつなげる）	(3) 災害等から文化財を守る																
			ア 災害等から文化財を守るための周知や啓発活動	① 防災・防犯対策の情報発信や、普及啓発が十分でない。	① 防災・防犯対策の情報発信や普及啓発活動を行う。	7 2	Ⓜ Ⓝ	文化財防災・防犯等普及啓発事業	・文化財の所有者・管理者などへ防災・防犯対策について、情報発信及び普及啓発を行う。				○		○	◎	○	○	市
			イ 文化財の防災対策の実態調査や緊急時対応マニュアル	① 指定等文化財について、防災・防犯対策の実態が把握されていない。	① 指定等文化財について、防災・防犯対策の実態調査を行う。	7 3	Ⓜ Ⓝ	文化財防災・防犯等対策実態把握事業	・厳島神社をはじめ、市内の指定等文化財の防災・防犯対策について、現状を把握するための実態調査を行う。	○	○	○	○	○	◎				市
				② 指定等文化財の防災・防犯計画がない。	② 指定等文化財の防災・防犯計画を策定する。	7 4	Ⓜ Ⓝ	指定等文化財防災計画策定事業	・市内の指定等文化財の、防災・防犯計画を策定する。	○		○	○	○		◎			市
				③ 災害時における文化財の広域的避難態勢（マニュアル）が整備されていない。	③ 災害時の広域的避難体制（マニュアル）を検討する。	7 5	Ⓜ Ⓝ	文化財避難体制整備事業	・市内及び市域を越える大規模災害に対応した、文化財避難体制を整備・検討し、それをマニュアル化する。	○	○	○	○	○		◎	○		市
				④ 防災・防犯設備が整備されていない指定等文化財が多い。	④ 指定等文化財について、防災・防犯設備の整備を検討する。	7 6	Ⓚ	文化財防災・防犯設備整備支援事業	・指定等文化財について、防災・防犯対策設備の整備や設置を検討し、所有者などに対して必要な指導・助言・支援を行う。	○	○	○	○	○				○	市・県・国
			ウ 文化財の防火パトロールや防災訓練	① 文化財防火パトロールが十分に行われていない。	① 文化財防火パトロールを行う。	7 7	Ⓝ	文化財防災・防犯パトロール事業	・必要に応じて、広島県廿日市警察署及び廿日市市消防本部・広島市消防局などと連携した文化財パトロールを行う。	○	○	○		○	○	○	○		市
				② 文化財防災訓練が不十分である。	② 文化財防災訓練を行う。	7 8	Ⓚ	文化財防災訓練実施事業	・文化財の所有者・管理者及び地域住民などが参加する防火・防災訓練を行う。	○	○	○		○	○	○	○		市

